

同一労働同一賃金

●無料相談窓口のご案内●

令和2年4月1日(※)より、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法が施行されています。

これらの法律により求められる「同一労働同一賃金」について、労働者のみなさま、事業主のみなさまのご相談をお受けしています。

(※中小企業へのパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日より)

パートタイム労働者 有期雇用労働者

の待遇に関するご相談



☎ 077-523-1190
滋賀労働局雇用環境・均等室

派遣労働者

の待遇に関するご相談



☎ 077-526-8617
滋賀労働局職業安定部
需給調整事業室

受付: 8時30分~17時15分(土日・祝日、年末年始除く)
来局の場合はお電話にてご予約ください。

このようなご相談をお受けしています

労働者のみなさま

- 正社員と同じ仕事をしているのに、賃金が全く違って納められない。
- パートという理由で、正社員には払われる通勤手当がない。
- 派遣先の正社員との待遇差が気になる など…

事業主のみなさま

- 派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない
- 契約社員から、正社員との処遇の違いを聞かれたらどう答えればいいのか など…

雇用管理の改善に関する具体的なお相談、働き方改革全般についてのご相談は…

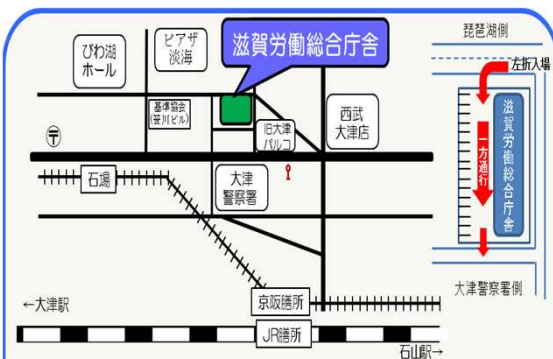
滋賀働き方改革推進支援センター 中小企業向け・無料

☎ 0120-100-227

受付: 9:00~17:00(土日・祝日除く)

大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階

(滋賀経済産業協会内)



- 駐車場は駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- 庁舎内駐車場は、琵琶湖側から大津警察署方向に一方通行です。
- 駐車場には琵琶湖側から左折で入場ください。



厚生労働省 滋賀労働局

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎

雇用環境・均等室(4階)

職業安定部 需給調整事業室(5階)

※法律の施行日(令和2年4月1日、中小企業へのパートタイム労働法の施行日は令和3年4月1日)前は、対応できる支援が限られる可能性があります。